

## 被扶養者認定に必要な書類

○：該当する人は提出 △：健保組合が必要と認めた場合提出

必ず提出する書類	認定対象者の状況等	提出添付書類	同居してなくてもよい人					同居が条件の人			
			配偶者	父子	孫・兄弟妹	祖母	兄弟姉妹	甥・姪	義父・母	伯父母・叔父母	
全員	被扶養者(異動)届		○	○	○	○	○	○	○	○	○
全員(入社加入時の場合は除く。ただし、同居が条件の人は対象)	被扶養者認定資料		○	○	○	○	○	○	○	○	○
義務教育終了後の学生全員	在学証明書(原本)または学生証写し(有効期限記載のもの)		○		○	○		○	○		

その他必要な書類 (該当者のみ)	退職した人	雇用保険未加入者	退職証明書または離職票等の写し	△	○	○	○	○	○	○	○
		雇用保険受給者(待期間中)	雇用保険受給資格者証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○
雇用保険受給終了者	終了印のある雇用保険受給資格者証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
他の健康保険の資格を喪失した人	資格喪失証明書(原本)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
義務教育終了後で学生以外の無職無収入の人(高校・大学の夜間部、通信過程在学中の人も対象)	課税(非課税)証明書または無職無収入証明書または所得証明書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
現在働いている人	直近3ヶ月の給与明細書、源泉徴収票の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
個人事業・不動産所得のある人	経費明細を含む確定申告書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
個人事業を廃業した人	個人事業の廃業届出書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
年金受給者	直近の年金額改定通知書または年金振込通知書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害者	障害者手帳の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
別居している人	仕送りの金額が確認できる書類(振込明細書や通帳の振込が確認できる部分の直近3ヶ月分の写し)※単身赴任の場合は単身赴任証明書で可	○	○	○	○	○					

☆親族・同居等を証明する下記書類が必要な場合があります。

- 世帯全員の住民票(統柄記載)
- 戸籍謄本(内縁関係⇒双方の戸籍謄本)
- 外国人登録証の写し(両面)または外国人登録済証明書

◎当組合の被扶養者認定日の決定については、扶養事実関係の認定が困難なため、原則、届出の受理日といたしますが、事実関係が明確な事例(結婚、退職等)の場合、明確に証明しうる証明書(戸籍謄本、結婚受理証明書、離職票等)の添付がある場合2ヶ月まで遡及認定いたします。2ヶ月を超えている場合は受理日となります。ただし、出生児の認定は出生日を認定日といたします。

※被保険者と認定対象者の氏が異なっている場合は、統柄の確認出来る書類(統柄記載の住民票謄本又は戸籍謄本)の提出をお願いします。

※夫婦が共同して扶養している場合等、左記以外でも健康保険組合が必要と認めた場合は書類の提出をお願いすることがあります。

※下記書類については原本を提出して下さい。(交付から3ヶ月以内)  
戸籍謄(抄)本、住民票謄本、課税(非課税)証明書、所得証明書、在学証明書、退職証明書、外国人登録済証明書等

※被扶養者の届出が配偶者(20歳以上60歳未満)増加の場合は「国民年金第3号被保険者届」と「第3号被保険者の年金手帳」を添付してください。ただし、事業主等が年金手帳により、届書へ記載された基礎年金番号等の確認を行った場合は、添付を省略できます。